

## ● 令和8年度 給与支払報告書の提出のお願い ●

給与支払報告書（総括表・個人別明細書）は、給与の支払を受けている方の令和8年1月1日現在（前年中に退職した方は、退職した日現在）で居住する市町村長あてに提出する必要があります。1人につき給与支払報告書1枚の提出をお願いします。

本通知書は、前年分（令和6年分）に給与支払報告書の提出があった事業所に送付していますので、給与支払報告書を提出すべき該当者がいない場合には文書を破棄してください。

【提出期限】 令和8年1月30日（金）

【提出方法】 電子データ（eLTAXまたは光ディスク等による）、または書面でご提出ください。

税制改正により、令和6年度からは特別徴収税額通知の副本データの送付ができなくなります。特別徴収税額通知の電子データ受け取りは、eLTAXで給与支払報告書をご提出いただいている特別徴収義務者のみ選択可能です。なお、電子データを選択された場合には原則書面の送付は行いません。

年 月 日 提出

給与支払者の個人番号又は法人番号	①	右詰で記載してください。
フリガナ	②	
給与支払者の名称又は氏名	②	事業種目 ⑥
フリガナ	②	
給与支払者の所在地	②	受給者総人數 ⑦ 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	③	報告人員
連絡者の所属課、係名、氏名、電話番号	課係 氏名 ④ (電話)	特別徴収 在職者で給与天引き (うち専従者) ⑧ 人
会計事務所等の名称、担当者、電話番号	名称 担当者 ⑤ (電話)	普通徴収 退職者 ⑨ 人 乙欄 ⑩ 人 その他 (うち専従者) ⑪ 人 合計人數 ⑫ 人 納入書の送付 ⑬ <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

### 【総括表記入要領】

- ①…給与支払者の個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。
- ②…印字部分に誤りがある場合には、朱書きで訂正してください。
- ③…代表者の氏名を記入してください。
- ④…給与関係事務担当者の所属、氏名、電話番号を記入してください。
- ⑤…会計事務所等に事務を依頼されている場合に記入してください。
- ⑥…会社の業務内容を記入してください。
- ⑦…報告書作成日現在の全従業員数を記入してください。

**新富町へ提出される給与支払報告書の内訳を記入してください。**  
(令和8年1月1日又は退職した日において新富町に居住している方が対象です)

- ⑧…町県民税を特別徴収（給与天引き）する人數を記入してください。
  - ⑨～⑪…退職者、乙欄、その他に該当する人數を記入してください。
  - ⑫…⑧～⑪の合計を記入してください。
- ※徴収方法に関する誤りが増加しております。提出の際には内容を再度ご確認いただき誤りのないようご協力をお願いいたします。
- ⑬…特別徴収納入書の送付に関してどちらかにレ点を記入してください。

### 【提出書類のつづり方】

普通徴収仕切紙に記載しております。

## ● 令和8年度 紙与支払報告書記入時の注意点 ●

- ①…令和8年1月1日現在（中途退職者は退職時）の住所又は居所を記入してください。
  - ②…氏名はフルネームで正確に記入し、フリガナ・個人番号もあわせて記入してください。
  - ③…特定親族がいる場合には、「**特親**」欄に特定親族の数を記入してください。
  - ④…町県民税の課税・非課税の判定等に使用するため、忘れずに記入してください。
  - ⑤…給与所得者の特定親族特別控除申告書に基づいて控除した**特定親族特別控除の額を記載**してください。
  - ⑥…前職分を合算して年末調整を行った場合は、摘要欄に前職の名称・支払金額等を記入してください。

5人目以降の扶養親族がある場合にもこちらに記入してください。

- ⑦…支払金額に応じて、源泉徴収税（所得税）と町県民税における控除額が異なりますので必ず記入してください。
  - ⑧…「**住宅ローン控除の記載方法**」を参照ください。
  - ⑨…配偶者、扶養親族の氏名をフルネームで正確に記入し、フリガナ・個人番号もあわせて記入してください。区分の欄は、下記を参考に記入してください。

控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」を記載してください。

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。

### ●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分		記載方法
居住者		空欄
非居住者（30歳未満又は70歳以上）		01
非居住者（30歳以上70歳未満 留学生）		02
非居住者（30歳以上70歳未満 障がい者）		03
非居住者（30歳以上70歳未満 38万円以上送金）		04

### ●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超	85万円以下
61万円	20	21	85万円超	90万円以下
51万円	30	31	90万円超	95万円以下
41万円	40	41	95万円超	100万円以下
31万円	50	51	100万円超	105万円以下
21万円	60	61	105万円超	110万円以下
11万円	70	71	110万円超	115万円以下
6万円	80	81	115万円超	120万円以下
3万円	90	91	120万円超	123万円以下

- ⑩…合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。
  - ⑪…中途就・退職年月日を記入してください。
  - ⑫…未成年者の判定や個人の特定に使用しますので、必ず記入してください。

## ● 住宅ローン控除の記載方法 ●

※正しく記載のない場合は、住民税の住宅ローン控除対象者であっても適用されませんので、ご注意ください。

特定親族特別控除の額			社会保険料等の額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内
												①		

住宅借入 金等特別 控除の額 の内訳	住宅借入 金等特別 控除 適用数	②	居住開始年月 日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	⑤	住宅借入金等 年末残高 (1回目)	⑥	円
	住宅借入 金等特別 控除 可能額	③	円	居住開始年月 日 (2回目)	年	月	日	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)	住宅借入金等 年末残高 (2回目)		

### ① 住宅借入金等特別控除の額

「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に記載の住宅借入金等特別控除と住宅ローン控除適用前の所得税額のうち、いずれか少ない方を記入してください。

### ② 住宅借入金等特別控除適用数

当該控除の適用数を記載します。なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。

### ③ 住宅借入金等特別控除可能額

住宅借入金等特別控除額を記入してください。「住宅借入金等特別控除の額」に住宅ローン控除適用前の所得税額を記入した場合であっても、この欄には「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に記載の額を記入してください。

### ④ 居住開始年月日（1回目、2回目）

居住開始年月日について和暦で年月日を記入してください。

### ⑤ 住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）

適用をうけている住宅借入金等特別控除の区分（控除の種類）を次のように記入してください。

区分	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住（特家）
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅に該当するとき	認（特家）
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年～令和7年1月31日までの間に新築や購入、増改築した家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規程（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震（特家）

※この区分のほか、当該住宅の取得や増改築が特定取得等に該当する場合は「住(特)」「認(特)」「増(特)」等と記載します。また、特別特定取得は（特特）、特例特別特例取得は（特特特）と記載します。記載例：「住(特)」、「住(特特)」、「住(特特特)」など

※詳細につきましては、国税庁の手引きをご参照ください。

### ⑥ 住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）

特定増改築等住宅借入金特別控除の適用がある場合は、「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に記載の住宅借入金等年末残高を記入してください。